### ◇ 研修の受講義務(一事業年度36時間以上)を履行しましょう!

### 研修受講管理システムにログインし、定期的に受講時間の確認をしましょう!

令和2年5月1日

企画

研修部

受講認定時間

2 時間

実施形態



個別ライブ配信

# (緊急開催)

## 第1部 中小企業支援施策研修会 新型コロナウイルス感染症特別貸付について

日本政策金融公庫では、特別利子補給制度が設けられることにより、当初3年間は実質無利子で利用できる「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の融資の相談申込を行っております。

当研修会では、日本政策金融公庫担当者から本融資等の概要及び手続方法、よくある問い合わせ等ついてご説明いただきますので、是非ご受講ください。

## 第2部 プロフェッショナルセミナー 納税猶予制度の特例措置について

通常業務ではほとんど扱うことがないと思われる「納税の猶予」や「換価の猶予」等の納税猶予制度ですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、多くの関与先がその適用を受けることになると考えます。

今回の研修では、先日成立した「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」と「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」のうち納税に関する項目に特化して、可能な限り最新情報をお伝えいたします。

今回の特例措置と通常の制度の違い、具体的な適用要件や申請書類の記載方法等の解説をする予定ですので、納税猶予制度の特例措置の適用を受ける関与先にしっかりとした指導を行えるように、是非受講いただきたいと思います。

† † † †

配 信 日 令和2年5月13日(水)

**配信時間 第1部 13:30~14:00** (受講認定:2時間)

第2部 14:10~15:30

受講対象 本会税理士会員(本人)に限る。

受講料無料

視聴方法 裏面参照(事前申込不要)

講 師 第 1 部 日本政策金融公庫担当者

第2部 税理士 橋本 良弘 先生



本研修会は、事務所等においてインターネット回線を通じたパソコン等を使って、リアルタイムに 研修会を視聴できる「個別ライブ配信」により実施します。



本研修会はビデオ収録を予定しております。後日、「近税パソネット 21 (会員専用 HP)」に掲載します。

#### 視聴(受講)方法:開催日当日、次の手順により視聴いただけます。(事前申込不要)



(1)「近税パソネット」にアクセスします。

検索サイト google 等で検索する。

近畿税理士会

検索

- (2)「税理士の方へ」をクリックします。
- (3) ユーザーID: 登録番号

先頭の「0」(ゼロ)は不要です。

パスワード: (初期)生年月日(西暦)

(4)「個別ライブ配信はこちらへ」をクリックします。

「近税パソネット 21 > 研修情報 > マルチメディア研修 / テキスト」に移動します。



(5)「(緊急開催)第1部中小企業支援施策研修会 第2部プロフェッショナルセミナー」の動画欄にあ る「個別配信」をクリックします。

研修受講に際して、研修会資料欄にある「受講者テキスト」(PDF)をダウンロードしてください。

#### Skype 会議ブロードキャスト

ゲストとして会議 " 個別ライブ配信「 ( 緊急開催 ) 第 1 部中小企業支援施策研修会 第 2 部プロフェッショナルセミナー」 " に参加しようとしています

イベントに参加

(6) Skype 会議ブロードキャスト内の「イベントに 参加」をクリックします。

配信前にアクセスされた場合「メディアはまだ開始 されていません」と表示されます。開始時間(30 分前)になりましたら、再度アクセスされるか、ブ ラウザを更新してください。

#### 【推奨環境(ブラウザ)】

Internet Explorer11、Chrome35 以降、Firefox、Safari 等の最新版
Windows10 上の Internet Explorer11、Firefox パージョン 41 以前、および Mac 上の Safari には Adobe Flash が必要です。

#### 研修受講時間の認定申請方法《研修受講管理システム》



「自己申請」をクリックし、(プルダウンで表示された)「マルチメディア受講認定申請」もしくは、「マルチメディア研修(当会)」をクリックし、研修受講時間の認定申請を行います。

研修会確認コードは**空欄のまま**で申請してく ださい。

税理士会員は、その資質の向上を図るため、本会及び連合会が行う研修を受けなければならない(会則第 59 条第1 項)。

<u>税理士会員は、本会、連合会等が実施する研修を一事業年度に合わせて 36 時間以上受講しなければならない</u>(研修規則第5条第1項)。